

平成二十二年人事院規則九一九七

人事院規則九一九七（超過勤務手当）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一九七（超過勤務手当の支給割合）の全部改正に関し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 超過勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（超過勤務手当の支給割合）

第二条 給与法第十六条第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務 百分の百二十五

二 給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、超過勤務手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

（平成二三年二月一日人事院規則

九一九七一二）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。